

【教育委員会議事録】令和8年3月定例会

開催日時	令和8年3月27日（金） 15:00～15:45
開催場所	下関市教育センター 3階中研修室
出席委員の氏名	磯部 芳規（教育長） 佐々木 猛（教育長職務代理者） 吉村 邦彦 川畑 誠治 畚野 美香子
欠席委員の氏名	欠席なし
委員及び傍聴人を除くほか議場に出席した者の氏名	教育部長 門田 重雄 教育部理事（教育部次長） 藤井 長武 教育部理事（教育部次長） 藤井 信幸 教育部次長（文化財保護課長） 岡本 正康 教育調整監 藤田 信夫 教育部次長（教育政策課長） 加藤 修 教育部次長（学校教育課長） 大坪 勇一 学校教育課生徒指導推進室長補佐 本多 正和 教育研修課長 安藤 健治 学校支援課長 弘中 雅也 学校保健給食課長 森本 匡将 生涯学習課長 有田 俊一 中央図書館長 崎野 美也子 美術館長 榎谷 範一 教育部次長（歴史博物館長） 古城 春樹 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム館長 松下 孝幸 教育部参事（下関商業高等学校事務長） 大賀 幸一 教育部参事（菊川教育支所長） 丸山 幸一 教育部参事（豊田教育支所長） 足立 英司 教育部参事（豊浦教育支所長） 藤井 裕志 教育部参事（豊北教育支所長） 村田 敦 教育政策課長補佐 吉岡 孝二 教育政策課主任 吉富 守夫 教育政策課主任主事 森 由希
傍聴人の数	傍聴人なし

次第（目次）

【開会の宣告】	P3
【署名委員の指名】	P3
【教育長報告】	P4
【議案】	
《非公開》	
第7号 教育委員会及び教育機関の職員の任免について	P20
第8号 下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則	P5
第9号 下関市職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則	P6
第10号 下関市教育委員会公印規則の一部を改正する規則	P7
第11号 下関市教育委員会広報等事務取扱規程の一部を改正する訓令	P8
第12号 下関市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令	P9
第13号 下関市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について	P10
第14号 下関市学校運営協議会規則の一部を改正する規則	P10
第15号 下関市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について	P5
【報告事項】	
《非公開》	
令和8年度校務技士・学校給食調理員の異動について	P20
下関市立小・中学校への通級指導教室の新設について	P14
下関市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則について	P16
令和8年度下関市立美術館の臨時休館及び臨時開館について	P17
令和8年度下関市立東行記念館の臨時開館について	P17
土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの臨時開館について	P18
下関市立豊北歴史民俗資料館の臨時開館について	P19
小串エヒメアヤメ自生南限地帯への立ち入り禁止解除について	P19
【その他】	P20
【閉会の宣言】	P21

【開会の宣告】

磯部芳規（教育長）

皆さん、おはようございます。

それでは、教育委員会３月定例会を開会いたします。

教育長及び在任委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第３項の規定により、会議の定足数を満たしていることをご報告いたします。

【署名委員の指名】

磯部芳規（教育長）

本日の議事録の署名は、川畑委員、佐々木委員にお願いいたします。

（はい。（署名委員））

磯部芳規（教育長）

本日の日程は、日程１の議案が９件、日程２の報告事項が８件、日程３その他となっております。

この日程に関連して、最初に委員の皆さんにお諮りします。

「議案第７号 教育委員会及び教育機関の職員の任免について」、報告事項「令和８年度校務技士・学校給食調理員の異動について」については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第７項ただし書の規定により、会議を公開しないこととしたいと存じますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

（はい。（全員））

磯部芳規（教育長）

それでは非公開とし、議事録についても、当面の間、非公開といたしたいと存じますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

（はい。（全員））

磯部芳規（教育長）

また、非公開とすることといたしました議案等については、日程３その他が終わった後に協議を行うことといたしたいと存じます。委員の皆様、よろしいでしょうか。

（はい。（全員））

磯部芳規（教育長）

それでは、そのように進めてまいります。

【教育長報告】

磯部芳規（教育長）

それでは、議案審議に入る前に教育長報告をさせていただきます。

3月1日に下関商業高校の卒業式へ行っております。こちらはまた後で言いますが、今年度、下関商業高校は入学を希望する者が大変多いということで、卒業式も元気があるような感じに見えました。

3月2日からでございますが、本会議が行われまして、ようやく先日終わっております。

3月4日でございますが、本会議の中で代表質問がございました。この中では教育委員会が直接担当ではないですが、ヤングケアラー等についての質問もありました。こちらについて学校は、日々の生活の中でしっかりと子供たちの様子を観察しております。また、週1回のアンケートを始めとして、しっかりと子供たちの様子を観察し、問題があれば、速やかに対応するようなシステムになっておりますが、今回、特にヤングケアラーに絞っての質問がございましたので、これについては、しっかりと学校の取組を説明していきたいなというふうに思っております。

3月7日でございますが、中学校の卒業式もありました。また、3月17日は川中幼稚園の保育証書の授与式、それから、3月19日は文関小学校の卒業式がありました。

1点、先ほど言いましたが、本会議の中で下関商業高校の倍率等についての質問もありました。下関商業高校は皆様方のおかげでスポーツビジネスコースをスタートすることができました。当初予想していたとおり、倍率が見事に上がりました。1.0倍だった下関商業高等学校の倍率は、見事に特色選抜では2.8倍となっておりますし、一般入試は1.4倍となっております。間違いなく私は今の子供たち、中学生には、魅力あるものに見えているのではないかなと思っております。また、下関商業高校の先生方のご努力で、簿記等の成績も大変素晴らしいということで、そういったところも、今の子供たちのニーズに込れているのではないかなというふうに思っております。こちらについて委員会の方でも答える場面がございましたので、しっかりとお伝えしたところでございます。

以上でございます。ただいまの教育長報告で何かご質問はありますでしょうか。

（ありません。（全員））

磯部芳規（教育長）

それでは、日程1の議案審議にまいります。

【議案審議】

議案第 8 号 下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

議案第 15 号 下関市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

磯部芳規（教育長）

議案第 8 号「下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則」と議案第 15 号「下関市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令」につきましては、関連内容となりますので一括で説明を受けたいと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

（はい。（全員））

磯部芳規（教育長）

では、教育政策課、加藤部次長お願いします。

加藤修（教育部次長（教育政策課長））

教育政策課です。

議案第 8 号と議案第 15 号は関連しますので一括でご説明をさせていただきます。

まず、議案第 8 号「下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則」についてです。資料の方は別冊①の 1 ページをご覧ください。

この規則は教育委員会の権限に属する事務を処理するための必要な組織を定めたものでございます。

2 ページの第 3 条につきましては、令和 7 年 3 月の教育委員会定例会で、附属機関の規定を削除する改正を行いましたが、改正漏れが判明したため、このたび改正するものです。

第 10 条につきましては、岡枝学校給食共同調理場の設置に伴い、菊川教育支所において事務処理を行うことから規定を整備するものです。

第 15 条から第 19 条につきましては、青年の家を指定管理者による管理を行うため、規定を削除しようとするものでございます。

この改正により、課に属する出先機関がなくなるため、1 ページの目次、こちらの第 3 章第 2 節の記載も削除いたします。

本規則の施行日は令和 8 年 4 月 1 日となります。

続きまして、議案第 15 号「下関市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令」についてご説明いたします。資料は別冊①の 11 ページをご覧ください。

議案第 8 号の改正におきまして、課に属する出先機関がなくなったため、文言を削除する改正を行います。

本訓令の施行日は令和 8 年 4 月 1 日となります。

説明は以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。

磯部芳規（教育長）

では、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

(ありません。(全員))

磯部芳規（教育長）

特にないようでございます。議案第8号、議案第15号について承認としてよろしいでしょうか。

(はい。(全員))

磯部芳規（教育長）

では、承認いたします。

【議案審議】

議案第9号 下関市職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則

磯部芳規（教育長）

続きまして、議案第9号「下関市職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則」について、教育政策課、加藤部次長お願いいたします。

加藤修（教育部次長（教育政策課長））

教育政策課です。

議案第9号「下関市職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則」についてでございます。資料は別冊①の4ページをご覧ください。

本市職員は下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則により勤務時間等を定めておりますが、これによりがたい場合は下関市職員の勤務時間等の特例に関する規則により勤務時間等を定めております。

今回の改正は、まず岡枝学校給食共同調理場の設置に伴い、新たに勤務時間を設定するものでございます。勤務時間は菊川教育支所管内の小中学校の場合をベースに設定しております。

次に、5ページの表がございますけれども、表の3行目でございます。滝部学校給食共同調理場及び、表の5行目の彦島図書館をはじめとする地域館につきまして、複数の勤務パターンがあることから、備考欄に他の複数の勤務パターンがある所属と同様に「区分の指定は、所属長が行う。」という文言を加えるものでございます。

最後に6ページの青年の家についてです。令和8年4月より、指定管理者の管理となり、職員の配属がなくなるため、本規則から削除しようとするものでございます。

本規則の施行日は令和8年4月1日です。

説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

磯部芳規（教育長）

では、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

（ありません。（全員））

磯部芳規（教育長）

特にないようでございますので、議案第9号について承認としてよろしいでしょうか。

（はい。（全員））

磯部芳規（教育長）

では、承認いたします。

【議案審議】

議案第10号 下関市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

磯部芳規（教育長）

続きまして、議案第10号「下関市教育委員会公印規則の一部を改正する規則」について、教育政策課、加藤部次長お願いいたします。

加藤修（教育部次長（教育政策課長））

続きまして、議案第10号「下関市教育委員会公印規則の一部を改正する規則」につきましてご説明いたします。資料は別冊①の8ページをご覧ください。

この規則は別に定めがある場合を除くほか、下関市教育委員会の公印について必要な事項を定めるものでございます。

まず、新たに教育長印の規定を設けます。これにつきましては、行事等において、教育長賞が設けられる場合に、賞状に教育長印を押印いたしますが、現在、使用している一般文書用の公印が、賞状に比べまして小さいことから新たに規定を設け作成しようとするものでございます。

続いて、9ページをお願いいたします。青年の家の指定管理に伴い、公印が不要となることから規定を削除するものでございます。

本規則の施行日は令和8年4月1日でございます。

説明は以上となります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

磯部芳規（教育長）

では、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

(ありません。(全員))

磯部芳規（教育長）

特にないようでございます。議案第10号について承認としてよろしいでしょうか。

(はい。(全員))

磯部芳規（教育長）

では、承認いたします。

【議案審議】

議案第11号 下関市教育委員会広報等事務取扱規程の一部を改正する訓令

磯部芳規（教育長）

続きまして、議案第11号「下関市教育委員会広報等事務取扱規程の一部を改正する訓令」について、教育政策課、加藤部次長お願いします。

加藤修（教育部次長（教育政策課長））

続いて、議案第11号「下関市教育委員会広報等事務取扱規程の一部を改正する訓令」につきましてご説明いたします。資料は別冊ではなく、定例会資料の2ページをご覧ください。

このたびの改正は、市長部局において下関市行政組織規則が改正されることにより、所要の条文を整理するものでございます。

具体的には、現在は、総合政策部に広報戦略課が設置されておりますが、令和8年4月1日から新たに市長公室が設置され、総合政策部の名称が企画政策部に変更されます。市長部局におきまして、今回の組織改正で、市長公室に広報戦略課が設置されるため、条文整理を行うものでございます。

第5条第2号におきまして、改正前表中の下線部分「下関市総合政策部広報戦略課長」を、組織名称に併せて「下関市市長公室広報戦略課長」へ改正いたします。

本訓令の施行日は令和8年4月1日です。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

磯部芳規（教育長）

では、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

(ありません。(全員))

磯部芳規（教育長）

特にならぬでございます。議案第 11 号については承認としてよろしいでしょうか。

（はい。（全員））

磯部芳規（教育長）

では、承認いたします。

【議案審議】

議案第 12 号 下関市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

磯部芳規（教育長）

続きまして、議案第 12 号「下関市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令」について、学校教育課、大坪部次長お願いします。

大坪勇一（教育部次長（学校教育課長））

議案第 12 号「下関市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令」についてご説明いたします。定例会資料 3 ページをお願いいたします。

まず、改正の趣旨についてご説明いたします。このたび、下関市職員服務規程が改正され、職員が使用する休暇等カードの様式が変更されることとなりました。これに伴い、本市の学校職員につきましても、市職員の規程との整合性を図るため、下関市立学校職員服務規程に定める同様の様式について、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、下関市立学校職員服務規程の様式第 8 号、休暇等カードの様式を改めるものでございます。席上配布の資料、議案第 12 号参考資料の新旧対照表をご覧ください。様式下段注記のうち、「3 翌年繰越日数については、3 時間以下は切捨て、4 時間以上 7 時間以下は半日（0.5 日）として計算し、記載すること。」という文言を削除いたします。

この訓令の施行期日につきましては、本日、令和 8 年 3 月 27 日といたします。

以上でございます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

磯部芳規（教育長）

では、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。吉村委員、お願いいたします。

吉村邦彦（教育委員）

ご説明ありがとうございます。

この職員服務規程の定められている休暇カード等の紙が早くシステムになればいいなど強く望みます。以上です。

磯部芳規（教育長）

はい。ほかにございませんでしょうか。

（ありません。（全員））

磯部芳規（教育長）

特にないようでございます。議案第１２号について承認としてよろしいでしょうか。

（はい。（全員））

磯部芳規（教育長）

では、承認いたします。

【議案審議】

議案第１３号 下関市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画
について

議案第１４号 下関市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

磯部芳規（教育長）

続きまして、議案第１３号「下関市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について」と議案第１４号「下関市学校運営協議会規則の一部を改正する規則」は関連内容になりますので一括で説明を受けたいと思います。委員の皆様よろしいでしょうか。

（はい。（全員））

磯部芳規（教育長）

では、学校教育課、大坪部次長お願いいたします。

大坪勇一（教育部次長（学校教育課長））

それでは、議案第１３号「下関市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について」ご説明申し上げます。資料別冊②をご覧ください。

先般２月の総合教育会議において、学校における働き方改革を議題にし、ご意見を伺いました。

その中で、令和７年６月に給特法等改正法が成立し、文部科学省から、教師が学びの専門職として、子供に全力で向き合えるようにするため、働き方改革を徹底して進める方針が示されたことについて説明し、本市教育委員会において、業務量管理・健康確保措置実

施計画を策定する旨、報告をいたしました。

このたび、計画案が定まりましたので、別冊②の議案に添付をしております。その実施計画案2ページ、(2)の本市の状況についてをご覧ください。

教育職員の時間外在校等時間の状況について、国の方針では、時間外在校等時間について、月45時間以内となっていますが、令和6年度につきましては、時間外在校等時間が45時間を超える教育職員の割合が小学校26.7%、中学校36.8%、高等学校42.5%と高くなっています。また、学年・学級に関する業務や校務分掌に関する業務の負担感が大きくなっており、適切な役割分担や分掌の配置を図ることによって、教育職員の業務に教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要となっております。

そのような中、本計画では、まず4ページにあげております、「業務の3分類を踏まえた業務の見直し」、それから、5ページの「学校における措置の推進」、また、「教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組」、これらを推進することで、目標の達成を目指していきます。

本計画を確実に実施することで、教職における学びの専門職としての働きやすさと働きがいの両立、これを実現し、そういった環境で力を発揮する教職員による学校教育の質の向上を通じた、すべての子供たちへのよりよい教育の実現へ繋げていきたいと考えております。

以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。

磯部芳規（教育長）

続いて、教育研修課、安藤課長お願いします。

安藤健治（教育研修課長）

それでは、議案第14号「下関市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。資料は4ページとなります。

令和7年6月、公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正され、服務監督者である教育委員会は、議案第13号で説明がありました、業務量管理・健康確保措置実施計画を作成することとなりました。

このたびの改正は、この計画の策定を受けて、学校運営協議会における学校運営に関する基本的な方針等の承認に係る事項を追加するものです。

改正内容は第10条に規定を定めます。計画の実効性を高めるため、学校長は、毎年度、業務量管理・健康確保措置の実施に関する基本的な方針を作成し、学校運営協議会の承認を得るものとします。

この規則の施行日は令和8年4月1日としております。

ご審議の程よろしく願いいたします。

磯部芳規（教育長）

では、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。吉村委員、お願いします。

吉村邦彦（教育委員）

ご説明ありがとうございます。

非常に大事なところだと思いますし、素晴らしい取組だと思います。学びの専門職としての働きやすさと働きがいには本当に大事だと思います。

今年も数多くの新しい先生が入られていますので、この方々が途中で諦めたり投げ出したりすることがないように、ぜひ、ここをきちんとしていただきたいなというふうに思います。また、月45時間を上回る割合が資料にあります。小学校が低くて、高校が高いということになっていて、専門的になればなるほど、在校時間が長くなるというのは、あまりピンときません。小学校はいろいろな科目を教えなければいけないので、授業の準備とかに時間がかかるのではないかなと素人考えでは思います。ここはやはり細かく分析していくことと、あとは45時間を上回る先生について、個別になぜ上回っているのかということ調べたりするということも非常に重要なことではないかなというふうに思います。我々の社会でも、残業する人というのは決まって残業するんです。ロングワークする方はもう決まってロングワークで仕事を収めていこうとするので、ここはやはり先生方も同じような傾向になっているということを想定した上で、全体で割合を下げっていくということも大事なのですが、ぜひ、各学校の方に、個別で状況、状態を確認して、対応を考えるということが非常に重要なことだと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

磯部芳規（教育長）

学校教育課、大坪部次長お願いします。

大坪勇一（教育部次長（学校教育課長））

ありがとうございます。

本当に個々個別に当たっていくということは、非常に重要だと考えておりますので、このあたりは学校長を通じて伝えてまいりたいというふうに思っております。

併せて、高等学校の割合が少し高めになっている原因の1つとして、部活動の指導がどうしても入ってくるというところが1つ大きな原因です。

それから、本市の該当は1校、下関商業高等学校のみですけれども、学級数、教科によって、配置されている教員が違うという部分もあって、そうしたところから、暫定的に増えてしまったというようなことも聞いております。この辺りもしっかり目標を持って業務時間の管理をすることを引き続き伝えてまいりたいというふうに思っております。以上です。

吉村邦彦（教育委員）

ありがとうございます。

磯部芳規（教育長）

佐々木委員、お願いいたします。

佐々木猛（教育長職務代理者）

ご説明ありがとうございます。

吉村委員がおっしゃられたように、ここは慎重にやっていただきたいというところだと思います。併せて、今までこれはやってくれていたことがなぜなくなるのかというところも保護者等々へ丁寧な説明が必要になるのかなと思います。逆にそれが学校側に、先生方にクレームとして向かっていって、働き方改革に逆行することにならないように丁寧な説明というのは求められると思いますので、よろしくお願いいたします。

磯部芳規（教育長）

ほかにごいませんか。畚野委員、お願いします。

畚野美香子（教育委員）

ご説明どうもありがとうございます。

教師の働き方改革に向けての計画ということで、このままどんどん進めていっていただけたらと思います。ただ、お願いが3点ありまして、こちらを見ていて私が思ったことなのですが、学校と教師の業務の3分類に沿って見直しを進めていくうえで、ベテランの教師については大丈夫だと思うのですが、特に新任教師について、特定の項目について自分は全く関係ないという意識付けになるかもしれないという懸念が一つ目です。やはり一番最初に入ってきたところの環境というのはすごく大事になってくるので、その時の環境に馴染んでしまうと、それ以上のことができないということもあると思います。特に全体を見て、子供を中心にみていくということが大切なことになってくるので、今後しなくてもいいこともあるけれども、全体をしっかり見て、行動していった欲しいということは伝えていただきたいです。

2点目です。教育委員会とか教員の方々というのは、「子供のために」というワードがあつてこそ、根本にそういった言葉があつてこそ、先生と呼ばれる尊い職業だと私は個人的に尊敬をしております。ですが、民間企業は利益を重視することを最優先に考えて動いています。それを念頭に置いてもらって、学校や教師がしない業務をどこに委託するのかにもよりますが、すべての業務のベクトルというのが、「子供のために」というワードに向かっていくように、意識していくことが必要だと思っています。

それから3点目です。保護者、地域の理解という点です。一番最後の6ページに書いてありますとおり進めていただけたらいいと思うのですが、やはり少子化ですとかITの進化による学校現場の変化によって昔の学校とは違うということ、それから学校は預ける場所ではなく学習する場所であるということ、これを同時に保護者、地域の方々にも理解、協力をいただき、先生方の働き方というのを今後見ていく必要もあるかと思っています。

こういったことで、すべての人が「子供のために」というワードを大事にして、同じベクトルでこの計画に取り組んでいった欲しいというふうに願っています。以上です。

磯部芳規（教育長）

ほかございませんでしょうか。

（ありません。（全員））

磯部芳規（教育長）

では、特にないようでございます。議案第13号、議案第14号について承認としてよろしいでしょうか。

（はい。（全員））

磯部芳規（教育長）

では、承認いたします。

【報告事項】

下関市立小・中学校への通級指導教室の新設について

磯部芳規（教育長）

では、日程2の報告事項に入ります。

「下関市立小・中学校への通級指導教室の新設について」学校教育課、大坪部次長お願いいたします。

大坪勇一（教育部次長（学校教育課課長））

続きまして、「下関市立小・中学校への通級指導教室の新設について」説明いたします。資料は6ページとなります。

設置校は、下関市立川中小学校及び下関市立西市小学校です。設置年度は、令和8年度からになります。設置目的は、継続的な課題である混雑状況を解消するため、また、保護者の送迎に係る負担軽減を図り、支援を必要とする児童生徒に支援を届けるためであります。

まず、他校通級を受け入れている山の田小、名陵小では、新入学児や新規申込み希望の児童が待機状態となっておりますが、川中小学校への通級指導教室の設置により待機状態が解消する見込みです。

また、川中小学校在籍児童が自校での通級による指導を受けられるようになれば、保護者の送迎に係る負担軽減となります。

そして、これまで豊田町周辺の小学校の児童生徒が通級指導教室を受けたい場合、小月小学校まで送迎が必要であり、通級指導教室が遠方であることから、通級指導を検討しにくい状況にありましたが、西市小学校への教室設置によって、児童生徒の教育的ニーズに

沿った児童指導や支援が実現しやすくなりました。

なお、この新設により下関市内には、小学校では、名陵、江浦、小月、豊浦、山の田、誠意、勝山、安岡、川中西、熊野、豊北、川中、西市の13校、中学校では、日新、彦島、川中、東部の4校に設置されることとなります。

また、川中中学校については、すでに巡回指導校として設置されておりましたが、令和8年度から教員が1名配置となり、自校通級での対応が可能となります。

以上、下関市立小・中学校への通級指導教室新設について、ご報告をいたしました。

磯部芳規（教育長）

では、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。川畑委員、お願いいたします。

川畑誠治（教育委員）

ご説明ありがとうございました。

通級指導教室については、何年も気になっておりましたが、今回の2つの小学校が設置されることによって、市内全域に網羅されて、本当に保護者の立場からしても、通級しやすくなるのではないかなというふうに思っております。

またいろいろなニーズに答えていくべく、今後の方針等も検討していただけたらと思います。ありがとうございました。

磯部芳規（教育長）

吉村委員、お願いします。

吉村邦彦（教育委員）

ご説明ありがとうございます。

この下関市においては、かんせい、それから関西分校、通級指導教室と子供たちの学習ということに関して、多種多様なニーズに答えていっている素晴らしい取組が行われていると確信しております。

通級指導教室に関しても、今、川畑委員からお話がありましたように、下関市内を網羅する形になりました。今後もいろいろな形で保護者の方から要望があったり、子供たちの様子を確認する時に多くのニーズが出てくると思いますので、ぜひ、柔軟に対応できるようにしていただければと思います。よろしくお願いします。

磯部芳規（教育長）

ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。

（ありません。（全員））

磯部芳規（教育長）

ないようでございます。本件については報告済みといたします。

【報告事項】

下関市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

磯部芳規（教育長）

続きまして、「下関市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」学校保健給食課、森本課長お願いします。

森本匡将（学校保健給食課長）

「下関市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」ご説明をいたします。資料は引き続き、7ページの方をご覧いただきたいと思います。

前回、給食費の額の改定につきましては、ご報告をさせていただきましたが、これに伴う規則の改正を行ったものでございます。

改正後の欄をご覧ください。令和8年度から年間を通して学校給食費が無償化となりますので、令和8年度以降の学校給食費に関する特例を設けております。「令和8年4月1日以後に実施する学校給食に係る学部給食費の額は、第5条の規定にかかわらず当分の間0円とする。この場合においては、第4条及び第7条の規定は、保護者等には適用しない。」となっております。この第4条の規定は学校給食の申込みに関する規定、それから第7条の規定は、学校給食費等の額の通知について定めた規定となっているところでございます。

次に、別表第1の改正でございます。前回ご説明したとおり、学校給食費及び教職員等給食費の額について、小学校は365円から390円に、中学校は420円から455円に改正をいたしました。

改正規則の施行は令和8年4月1日からとなっております。

ご報告は以上です。

磯部芳規（教育長）

ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

（ありません。（全員））

磯部芳規（教育長）

ないようでございます。本件については報告済みといたします。

【報告事項】

令和８年度下関市立美術館の臨時休館及び臨時開館について

磯部芳規（教育長）

引き続きまして「令和８年度下関市立美術館の臨時休館及び臨時開館について」美術館、榊谷館長お願いします。

榊谷範一（美術館長）

美術館でございます。「令和８年度下関市立美術館の臨時休館及び臨時開館について」ご説明いたします。資料９ページから１１ページまでとなります。

美術館では、下関市立美術館の設置等に関する条例第２条の規定に基づき１０、１１ページの表にあるとおり、令和８年度の臨時休館及び臨時開館を設定しております。

臨時休館については、主には展覧会の会期前後の展示替え及び館内整理を理由とするものです。これらを合わせ、年度内の臨時休館の日数は計６８日となります。

臨時開館につきましては、休館日である月曜日が祝日である場合に開館するもののほか、年始の１月２日及び３日に来館者増加を図るため開館とするものでございます。年度内の臨時開館は計８日となります。

以上、美術館から報告でございました。

磯部芳規（教育長）

では、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

（ありません。（全員））

磯部芳規（教育長）

ないようでございます。本件については報告済みといたします。

【報告事項】

令和８年度下関市立東行記念館の臨時開館について

磯部芳規（教育長）

続きまして、「令和８年度下関市立東行記念館の臨時開館について」歴史博物館、古城部次長お願いいたします。

古城春樹（教育部次長（歴史博物館長））

歴史博物館です。よろしくお願いいたします。

それでは、「令和８年度下関市立東行記念館の臨時開館について」ご報告申し上げます。資料は１２ページ、１３ページです。

東行記念館の休館日につきましては、13ページにございますとおり、下関市立東行記念館の設置等に関する条例第3条により、月曜日及び国民の祝日に関する法律、いわゆる祝日法に規定する休日の翌日と、年末年始となっておりますが、12ページに記載しておりますとおり、月曜日が祝日法に規定する休日となる令和8年5月4日（月）のみどりの日など7つの祝日、さらに、祝日法に規定する休日の翌日が祝日法の休日となる5月5日（火）のこどもの日など4つの祝日、また、祝日法に規定する休日の翌日がゴールデンウィーク中の平日で昭和の日の翌日に当たります4月30日（木）、これらにつきましては、多くの来館者が見込まれるため、臨時に開館させていただくことといたしました。報告は以上です。

磯部芳規（教育長）

では、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

（ありません。（全員））

磯部芳規（教育長）

はい、ないようでございます。本件については報告済みといたします。

【報告事項】

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの臨時開館について

磯部芳規（教育長）

続きまして、「土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの臨時開館について」土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム、松下館長お願いいたします。

松下孝幸（土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム館長）

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムでございます。

「土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの臨時開館について」ご報告をいたします。資料の14ページ、15ページをご覧ください。

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの設置等に関する条例第6条におきまして、休館日を月曜日と定めております。4月27日は月曜日ですので、本来休館日でございますが、この期間は大型連休期間であり、この期間中に、例年多くの方が来館されておりますので、4月27日月曜日を臨時に開館させていただくものでございます。

以上、報告いたします。

磯部芳規（教育長）

では、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

(ありません。(全員))

磯部芳規(教育長)

ないようでございます。本件については報告済みといたします。

【報告事項】

下関市立豊北歴史民俗資料館の臨時開館について

磯部芳規(教育長)

続きまして、「下関市立豊北歴史民俗資料館の臨時開館について」土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム、松下館長お願いします。

松下孝幸(土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム館長)

引き続き、「下関市立豊北歴史民俗資料館の臨時開館について」ご報告いたします。資料は16ページ、17ページでございます。

4月27日の月曜日は、本来休館日でございますが、この期間は大型連休期間中であり、多くの来館者が予想されますので、4月27日月曜日を臨時に開館させていただくものでございます。

以上、報告をいたします。

磯部芳規(教育長)

では、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

(ありません。(全員))

磯部芳規(教育長)

ないようでございます。本件については報告済みといたします。

【報告事項】

小串エヒメアヤメ自生南限地帯への立ち入り禁止解除について

磯部芳規(教育長)

続きまして、「小串エヒメアヤメ自生南限地帯への立ち入り禁止解除について」豊浦教育支所、藤井参事お願いします。

藤井裕志(教育部参事(豊浦教育支所長))

「小串エヒメアヤメ自生南限地帯への立ち入り禁止解除について」、ご報告いたします。

昨年の８月の大雨で、途中の山道の一部が崩壊しまして、危険なために、当該地域の立ち入りを禁止しておりましたが、２月末に復旧工事が完了いたしまして、２月末から立ち入り可能となりました。何とか４月のエヒメアヤメの開花時期には間に合う形での立ち入り禁止解除となりましたので、ご報告させていただきます。

磯部芳規（教育長）

では、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

（ありません。（全員））

磯部芳規（教育長）

ないようでございます。本件については報告済みといたします。

【その他】

磯部芳規（教育長）

では、日程３その他でございますが、何かございますでしょうか。

（ありません。（全員））

磯部芳規（教育長）

ないようでございます。次回の日程ですが、４月の教育委員会定例会は４月２０日（月）午前１０時００分から下関市教育センター３階中研修室にて開催の予定でございます。委員の皆様よろしいでしょうか。

（はい。（全員））

≪非公開部分の始まり≫

それでは、ここから非公開案件に入らせていただきます。

【議案審議】

議案第７号 教育委員会及び教育機関の職員の任免について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第７項ただし書の規定により非公開

【報告事項】

令和８年度校務技士・学校給食調理員の異動について

《非公開部分終わり》

【閉会の宣言】

磯部芳規（教育長）

では、本日の議事はすべて終了いたしました。

ここで、吉村教育委員が令和8年4月19日をもって任期が満了となり、本日は定例会としては最後となりますので、私の方からまずご挨拶をさせていただきます。少しお時間をいただきたいと思います。

吉村委員、本当に長い間ありがとうございました。特に私事ですが、任期途中で教育委員会に来まして、右も左も分からない中で、本当にいろいろと的確なご指導をいただきましてありがとうございます。また、この教育委員会定例会でも、私たち行政側の人間がどうしても言いにくいことを的確にご指摘いただきまして、それが、私たちの教育行政に大変役立つ重要なご意見だったことは、ここにいる皆様ご存じのとおりでございます。今後とも、ご指摘を受けた内容はしっかりと受け止めて、教育行政を担っていきたいなというふうに思っております。また、体調だけは十分ご留意いただけたらというふうに思います。

結びにあたりまして、先ほど言いましたように的確なアドバイスのおかげで、本当に下関の教育行政は前へ進め始めていると思っています。本当にありがたいなというふうに思っています。今後ともどうぞ、ご意見、ご指導を引き続きお願いしたい思います。

簡単ですがご挨拶とさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。

吉村邦彦（教育委員）

8年間になると思うのですが、いろいろとご指導、ご鞭撻いただきましてありがとうございます。皆様のおかげで、市長から仰せつかったこの教育委員という役職を全うすることができました。

教育現場には私もPTA会長などしながら30年以上関わってきたんですが、実際にこの教育委員会というところでこのような会議が粛々と行われていたということはなかなか存じ上げませんでした。ある意味、教育現場の実情というか生々しい部分を見させていただきまして本当に感謝しています。

これから一般市民として、より厳しい目で、ちくちくと攻めていきたいと思っていますので、ぜひどこかで吉村という名前が出たら、思いやりのある優しい目で見ていただいて、今後とも引き続きいろいろな形でお付き合いいただければと思います。よろしくお願いします。

ぜひ皆様も体調にだけは気をつけて、下関の子供たちのために、子供たちが心がわくわく、いきいきして学校生活が送れるように、皆様のご尽力をいただきたいなというふうに思っています。そして、ここにおられる皆様がウェルビーイングであることを切に願いま

して、拙いご挨拶ですけども、これまでの感謝の気持ちを込めてご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

磯部芳規（教育長）

ありがとうございました。以上で、本日の定例会を終了いたします。お疲れ様でした。

（お疲れ様でした。（全員））

教 育 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

作成職員 _____